



件名 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願

【趣旨】

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断や学校との面談なしでも停止届などで停止できるようにして下さい。

【理由】

小中学校の給食では毎日大量の牛乳が廃棄されています。

水戸市の小中学校の給食では年間約20,668kg、約103,340本分の牛乳が廃棄されています。割合にすると牛乳残食率は約4.7%、約21本に1本相当が廃棄されています。

その背景に、牛乳を飲めなくても提供の停止ができていない子ども達があります。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子達が少なくありません。乳糖不耐症の診断書を提出して牛乳を停止している場合もありますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかりますし、それができることを知らない家庭も多いようです。

日本人を含めアジア人の9割が実は乳糖不耐であると言われていた中（資料1）、自分の体質に合わないものを嫌がって飲みたくないことは、単なる好き嫌いだと見なさず尊重されるべきではないでしょうか。牛乳を飲まない子も、本来の和食でもカルシウム等の栄養は十分に摂ることができます。ですので、カルシウム摂取に牛乳を用いたくない家庭から牛乳代をとるのはどうなのかという意見もあります。また、無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsの方向性とも一致しています。

例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の陳情が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターによると、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声があったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市のうち13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。

具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします（資料2）。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。

水戸市の児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を多摩市のように選択できる対応にして下さい。どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。

請願者 住所

氏名

氏名

電話

メール

添付資料

1. 「乳糖不耐症」について（[MSDマニュアル家庭版](#)より）
2. [多摩市教育委員会 学校給食における飲用牛乳の対応について](#)（計4ページ）

**乳糖不耐症とは、消化酵素のラクターゼの欠乏により乳糖が消化できない状態のことで、下痢や腹部のけいれん痛を起こします。**

- 乳糖不耐症は酵素のラクターゼが欠乏しているために起こります。
- 小児における症状には、下痢と体重増加の遅れなどがあり、成人における症状には、腹部の膨満やけいれん痛、下痢、鼓腸、吐き気などがあります。
- 診断は、乳製品を摂取した後に症状が現れることを確認することに基づいて下され、水素呼気試験で確定できます。
- 治療としては、ラクターゼのサプリメントを服用し、乳糖、特に乳製品に含まれる乳糖を避けるようにします。

乳糖は、牛乳や乳製品で主に含まれている糖で、小腸の内層の細胞で生産されるラクターゼという酵素により分解されます。ラクターゼは糖の複合体である乳糖を、ブドウ糖とガラクトースという2つの成分に分解します。この2つの単糖は腸壁から血液中に吸収されます。ラクターゼが欠乏していると、乳糖を消化吸収できません。その結果、高濃度になった乳糖が小腸に水分を引き寄せ、水様性下痢を起こします。その後乳糖は小腸を通過して大腸に入り、細菌によって発酵されてガスが生じ、ガスによって鼓腸、腹部膨満、差し込むような腹痛が起こります。

**牛乳アレルギー**は乳糖不耐症と異なります。乳糖不耐症と対照的に、牛乳アレルギーの場合は牛乳を適切に消化できますが、牛乳中のタンパク質が免疫系による反応を誘発します（[アレルギー反応の概要](#)を参照）。牛乳アレルギーは通常は小児にみられます。

## 乳糖不耐症の原因

乳児ではラクターゼの量が豊富で、母乳や牛乳の消化を可能にしています。しかし、多くの民族では（黒人とヒスパニック系では80%、アジア系では90%以上）離乳後にラクターゼの量が減少します。量が減少するということは、これらの民族の年長児や成人は、大量の乳糖を消化できないということです。一方、欧州北西部に起源をもつ白人の80~85%は、生涯にわたってラクターゼが作られるため、成人になっても牛乳や乳製品を消化することができます。このため、米国民の民族構成から、米国では3000万~5000万人が乳糖不耐症であると考えられます。この「不耐症」が実は世界人口の75%以上では正常な状態であることは興味深い点です。

### 知っていますか？

- 北欧系の人を除いて、ほとんどの健康な成人は大量の乳糖を消化できないため、正常な状態でも「乳糖不耐症」です。

腸管感染症（[胃腸炎の概要](#)を参照）などの病気により小腸粘膜に損傷が生じたときに一時的な乳糖不耐症が発生することがあります。これらの病気が回復すれば、再び乳糖が消化できるようになります。

乳糖以外の糖に対する不耐症も起こりますが、その頻度は比較的まれです。例えば、スクラーゼという酵素が欠乏すると、ショ糖が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられ、マルターゼやイソマルターゼという酵素が欠乏すると、麦芽糖（マルトース）が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられます。

## 乳糖不耐症の症状

乳糖不耐症があると、通常は牛乳や乳製品（いずれも乳糖を含んでいる）に耐えられません。成人では通常、250~375ミリリットル以上の牛乳を飲んだときだけ症状が現れます。牛乳やその他の乳製品により胃腸の問題が現れることに若いうちに気づいた人は、意識してまたは無意識に乳製品の摂取を控えることがあります。

保護者の皆様

## 学校給食における飲用牛乳の対応について

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、停止できず手つかずの牛乳が一定量廃棄されている食品ロスの現状がありました。そこで学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、飲用牛乳停止届の提出により飲用牛乳を停止できるように対応いたします。

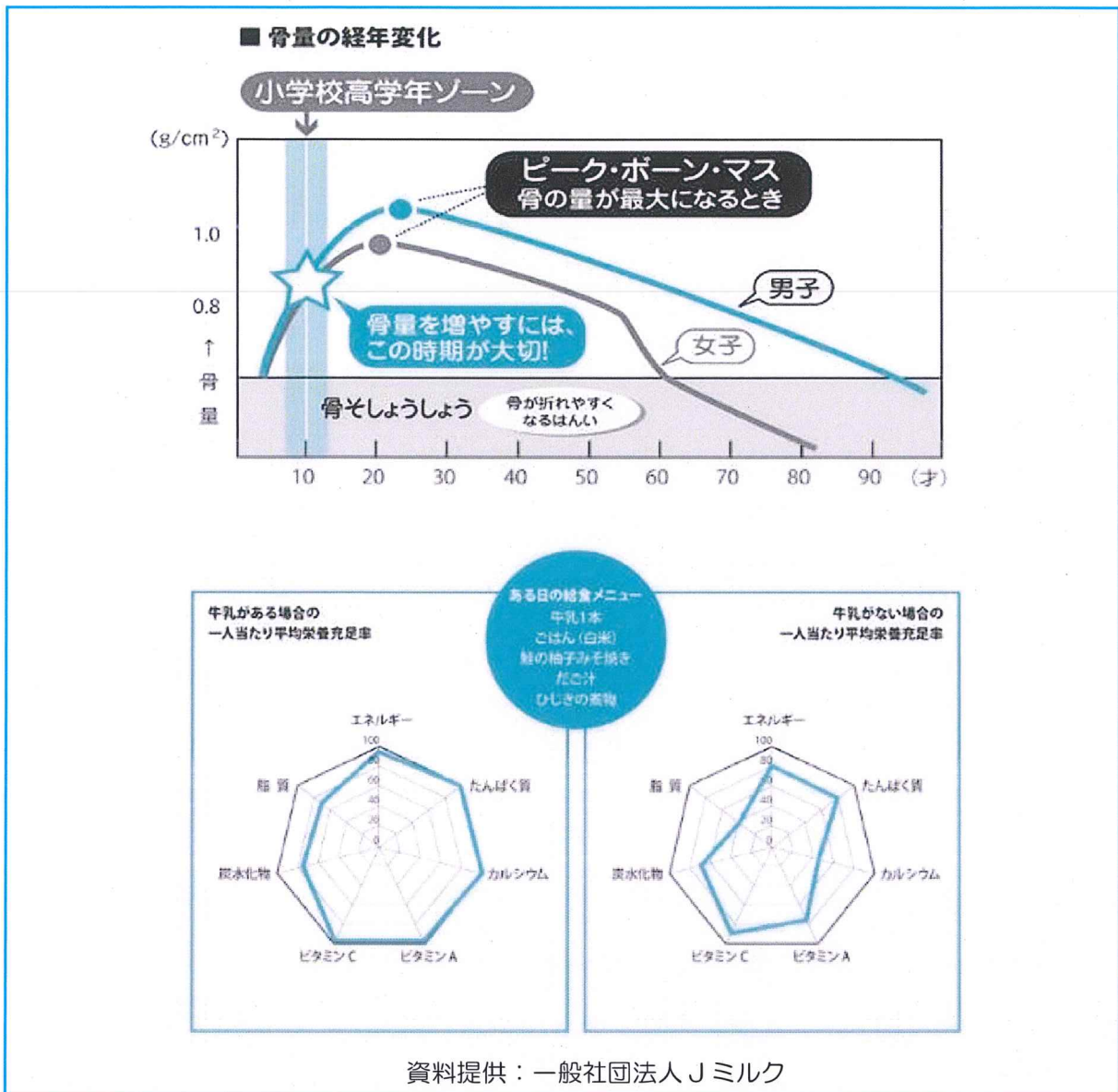
### 記

#### 1. 学校給食における牛乳の必要性

日本の学校給食は、法律に基づいて教育活動の一環として実施されています。学校給食は、子どもの成長に必要な各栄養素の基準を国が設定し、栄養バランスを考えた食事を全国の学校で提供しています。

多くの栄養素の摂取量が充足あるいは過剰になっている現在においても、カルシウムは日本人にとっていまだに不足しがちな栄養素です。このため、文部科学省が定める「学校給食摂取基準」はカルシウムについて、1日に必要な摂取量の50%が学校給食で摂取できるよう設定しています。カルシウムは牛乳・乳製品や小魚、野菜など身近な食品に多く含まれることはよく知られています。食品の栄養素は、食べた量がそのまま体内に取り込まれるのではなく、一部は吸収され、残りは排泄されます。牛乳はカルシウムが豊富なだけでなく、吸収率が最も高い食品のひとつです。コップ1杯(200ml)に含まれるカルシウムは227mgで、吸収率は40%。小魚33%や野菜19%に比べて、より多くのカルシウムを効率よく摂ることができます。体内に吸収されたカルシウムは、筋肉の収縮、神経伝達、骨や歯の形成など、体づくりに利用されます。骨も皮膚と同じように代謝しており、全身の骨は生涯、生まれ変わり続けます。成長期には骨を大きく強くすることにも使われるため、伸び盛りの子どもは、大人以上にカルシウムが必要です。また、骨格の成長が完了し、最大骨量に到達する小児～青少年の発育期に、より高い骨量を得て丈夫な骨をつくっておくことが、女性の閉経後の骨粗しょう症予防、また男女問わず高齢期の転倒・骨折予防まで見据えた、生涯にわたる骨の健康につながります。

以上のことを考慮し、多摩市の学校給食では、特別な事情がない限り少しずつでも飲んでみようと思う気持ちを大切に、飲用牛乳の提供を推奨しております。



## 2. 飲用牛乳の停止対応をする理由

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいるのが実情です。この度、体調不良等で飲めない児童生徒に対して、医師の診断を求めずに保護者からの相談で牛乳の飲用を止めることができるよう教育委員会に請願が提出され採択されました。そこで上記1のとおり、学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、飲用牛乳停止届（以下「申請書」）の提出により提供を停止できるようにいたしました。

## 3. 飲用牛乳を停止する場合の対応

### (1) 飲用牛乳の停止開始時期について

給食センターが飲用牛乳停止届の写しを受理後、次の期間(①②③)から対応を開始します。停止開始は学期単位(①1学期：4月～7月、②2学期：9月～12月、③3学期：1月～3月)で行います。

(2) 飲用牛乳代に含まれている「停止」する飲料（提供しない飲料）について

- ・ 飲用牛乳（ミルクメーカーなど飲用牛乳の付属品を含む）
- ・ 発酵乳（ジョア、飲むヨーグルトなど）
- ・ 乳飲料（ミルクコーヒーなど）
- ・ 乳酸菌飲料（ヤクルト、カルピスなど）
- ・ その他**乳成分を含む飲料**

**停止する飲料**  
(提供できない飲料)



(3) 飲用牛乳代に含まれていない「停止」しない飲料（提供する飲料）について

- ・ ジュース類
- ・ お茶類（緑茶、紅茶など）
- ・ その他**乳成分を含まない飲料**



**停止しない飲料**  
(提供する飲料)

※ (3) の飲料代は、給食費に含まれているため提供します。

(2)の飲料は提供  
できません



**飲料代が飲用牛乳代金に含まれる  
ので提供できません**

(3)の飲料は提  
供します



**飲料代が給食費に含まれています**



(4) 欠席などにより (2) の飲料が余った時の対応について

停止する児童生徒に対しては、飲料代が含まれていないため、余っていても飲用することはお控えください。

(5) 不足するカルシウムの補填について

前記1. でご説明した通り、牛乳には多くのカルシウムが含まれており、飲用牛乳を停止された場合は、学校給食で不足したカルシウムを補うことが難しいため、給食で摂取できない分は、各ご家庭で摂取いただきますようお願い致します。

ご希望される方は、学校に申込書がありますので、担任の先生にお申し出ください。

また、飲用牛乳停止届の提出は、学校が設定した日までをお願いいたします。

#### 4. 申請時の注意事項

停止理由1または2を選択する場合は、以下の条件を満たしているか確認をお願いします。

(見本) 飲用牛乳停止届の停止理由欄

停止理由 (○をつけてください)
1. 食物アレルギー
2. 特定の食物摂取制限 (宗教上や疾病等)
3. 飲用による体調不良 (乳糖不耐症、下痢、腹痛等)
4. その他 ( )

1または2に該当する方は以下の連絡も受けています。

- ・アレルギー献立表提供申請書
- ・情報提供資料申請届
- ・疾病等による食物摂取制限など

#### 【問い合わせ先】

多摩市立学校給食センター 南野調理所 TEL 042-371-2417

永山調理所 TEL 042-375-4661

第1号様式 令和 年 月 日

見本

多摩市立 学校長 殿  
多摩市立学校給食センター長 殿  
学 校 支 援 課 長 殿

保護者氏名 \_\_\_\_\_

### 飲用牛乳停止届

食物アレルギー等により牛乳・乳製品を摂取することが出来ませんので、学校給食における飲用牛乳(乳成分を含む飲料)の提供の停止を届出します。

学年	組	児童生徒氏名	停止理由 (○をつけてください)
			1. 食物アレルギー 2. 特定の食物摂取制限 (宗教上や疾病等 情報提供資料提供者) 3. 飲用による体調不良 (乳糖不耐症、下痢、腹痛等) 4. その他 ( )

【停止する飲料と停止しない飲料について】

停止する飲料	停止しない飲料
飲用牛乳 (ミルメークなどの付属品も含む) 発酵乳 (ジョア、飲むヨーグルトなど) 乳飲料 (ミルクコーヒーなど) 乳酸菌飲料 (ヤクルト、カルピスなど) その他乳成分を含む飲料	ジュース類 お茶類 (緑茶、紅茶など) その他乳成分を含まない飲料 ※飲料代は給食費に含まれているので提供します

※ 飲用牛乳以外の飲料については、献立表の下段、配食参考例、アレルギー献立表に牛乳停止の方への提供があるかないかを記載をいたしますので、ご確認ください。

【届出にあたっての注意】

- ※ 停止開始は学期単位 (1学期: 4月~7月、2学期: 9月~12月、3学期: 1月~3月) で行います。学期の途中で飲用牛乳を停止することは出来ません。
- ※ アレルギーにより飲用牛乳を停止する場合は、学校の面談時において「学校生活管理指導表」で確認してください。
- ※ 一度飲用牛乳を停止すると、再開の手続きを行うまで次年度以降も停止を継続します。(小学校から中学校へ進学する場合は、再度書類を提出してください。)
- ※ 停止届の提出先は、児童生徒の在籍校です。

学校長	副校長	養護教諭	給食主任	担任

(学校は、受理確認後写しを給食センターへ)

# 水戸市教職員の働き方改革基本方針

～ 子どもたちと向き合う時間を確保するために ～

水戸市教育委員会

令和3年2月策定

令和8年2月改定

## 目次

1 策定の背景・目的	1
2 現状と課題	2
3 目標	3
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
(1) 「業務の3分類」を踏まえた取組	
ア 学校以外が担うべき業務	
イ 教師以外が積極的に参画すべき業務	
ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	
(2) 学校における措置の推進	
(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
(4) その他の学校における取組	
5 関連する取組, 今後のフォローアップ	9
資料（学校と教師の業務の3分類）	10
用語解説	11

# 水戸市教職員の働き方改革基本方針

～ 子どもたちと向き合う時間を確保するために ～

## 1 策定の背景・目的

近年、少子化の進展や社会・経済の変化等により、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続け、全国的に教職員の長時間勤務の解消が課題となっております。厚生労働省によると、長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因であり、時間外在校等時間が月 45 時間を超えて長くなるほど健康障害のリスクが徐々に高まり、月 100 時間超、又は 2～6 か月平均で月 80 時間を超えると業務と健康障害との関連が強い（※1）とされています。国が平成 28 年度に実施した「教員勤務実態調査」においては、小学校で約 3 割、中学校で約 6 割が月 80 時間以上に相当する時間外在校等時間（※2）の実態が改めて明らかとなりました。

このような状況を受け、平成 31 年 1 月に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が文部科学省に提出されました。それを受け、文部科学省は「学校における働き方改革」の総合的な方策を示すとともに、時間外在校等時間の上限の目安時間を 1 か月当たり 45 時間以内、1 年当たり 360 時間以内などとする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、令和 2 年 4 月にガイドラインを指針に格上げしました。

本市におきましては、従前より教職員の長時間勤務による健康への影響を未然に防止するため、時間外在校等時間の状況を調査し、時間外在校等時間の縮減に向けた取組を実施するとともに、令和 2 年 3 月に水戸市立学校管理規則を一部改正し、ガイドラインに沿って新たに教職員の時間外在校等時間の上限を規定しました。

また、その後も長時間勤務となっている教職員数は依然として高い割合にあったことから、教職員の働き方改革のより一層の充実・強化を図り、教職員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境を整備することで、教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、学校教育の質を維持・向上させることにより、質の高い学校教育の実現を図れるよう、令和 3 年 2 月に「水戸市教職員の働き方改革基本方針」策定し、様々な取組を実施してきました。

このたび、令和 7 年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」）が改正されたため、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、目標に関する事項等を新たに規定するとともに、本市の取組について、国が掲げる「業務の 3 分類」を踏まえた取組に分けて規定するなど、給特法第 8 条に基づき、「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、本方針を改定します。

※1 労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果（厚生労働省）による。

※2 時間外在校等時間とは、在校等時間から正規の勤務時間である 1 週間当たり 38 時間 45 分（1 日当たり 7 時間 45 分）を減じた時間とします。なお、在校等時間には、外形的に把握することができる自主的・自発的な勤務や週休日の部活動、職務として行う児童生徒の引率等の校外での勤務についても含むものとします。

## 2 現状と課題

教職員の業務負担軽減については、これまでも様々な取組を実施し、改善してきたところですが、いまだ長時間勤務の実態があります。

業務と健康障害との関連が強いとされる1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える延べ人数は、令和2年度と令和6年度を比較すると、小中学校において1,022人(6.8%)から168人(1.1%)に減少しており、小学校においては、429人(4.6%)から60人(0.6%)、中学校においては、593人(10.3%)から108人(1.9%)と大幅に減少しているものの、更なる改善が必要となっています。

年度別時間外在校等時間の推移（1年間の延べ人数）（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	45超～80時間以下	3,182 (34.3%)	3,013 (32.0%)	3,192 (33.8%)	2,892 (29.6%)	2,624 (26.1%)
	80時間超	429 (4.6%)	284 (3.0%)	139 (1.5%)	52 (0.5%)	60 (0.6%)
	合計	3,611 (39.0%)	3,297 (35.0%)	3,331 (35.3%)	2,944 (30.2%)	2,684 (26.7%)
中学校	45超～80時間以下	2,111 (36.7%)	2,324 (41.7%)	2,549 (45.1%)	2,427 (42.7%)	2,548 (43.7%)
	80時間超	593 (10.3%)	486 (8.7%)	333 (5.9%)	321 (5.6%)	108 (1.9%)
	合計	2,704 (47.0%)	2,810 (50.4%)	2,882 (50.9%)	2,748 (48.3%)	2,656 (45.6%)
小中学校 合計	45超～80時間以下	5,293 (35.2%)	5,337 (35.6%)	5,741 (38.0%)	5,319 (34.4%)	5,172 (32.6%)
	80時間超	1,022 (6.8%)	770 (5.1%)	472 (3.1%)	373 (2.4%)	168 (1.1%)
	合計	6,315 (42.0%)	6,107 (40.7%)	6,213 (41.1%)	5,692 (36.9%)	5,340 (33.7%)

水戸市立学校管理規則では、時間外在校等時間の上限を1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と定め、教職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできましたが、令和6年度において、1か月当たり45時間を超える延べ人数は、小学校が2,684人(26.7%)、中学校が2,656人(45.6%)、合計5,340人(33.7%)、1か月当たり80時間を超える延べ人数は、小学校が60人(0.6%)、中学校が108人(1.9%)、合計168人(1.1%)となっています。

※令和2年度対象者数 小学校：9,268人 中学校：5,756人 合計：15,024人

令和3年度対象者数 小学校：9,422人 中学校：5,570人 合計：14,992人

令和4年度対象者数 小学校：9,445人 中学校：5,657人 合計：15,102人

令和5年度対象者数 小学校：9,757人 中学校：5,684人 合計：15,441人

令和6年度対象者数 小学校：10,041人 中学校：5,827人 合計：15,868人

※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、臨時休業等の措置をとっている。

※義務教育学校（前期課程）は小学校、義務教育学校（後期課程）は中学校に含む。

令和6年度 月別時間外在校等時間の状況

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	45 超～80 時間以下	346	384	326	178	6	249	287	219	126	117	193	193	2,624
	80 時間超	9	14	6	5	0	6	8	5	0	1	2	4	60
	合 計	355	398	332	183	6	255	295	224	126	118	195	197	2,684
中学校	45 超～80 時間以下	271	274	282	202	3	238	276	268	147	170	210	207	2,548
	80 時間超	32	15	12	4	0	6	24	3	0	2	1	9	108
	合 計	303	289	294	206	3	244	300	271	147	172	211	216	2,656
小中学校 合 計	45 超～80 時間以下	617	658	608	380	9	487	563	487	273	287	403	400	5,172
	80 時間超	41	29	18	9	0	12	32	8	0	3	3	13	168
	合 計	658	687	626	389	9	499	595	495	273	290	406	413	5,340

※令和6年度教職員数（平均人数）：小学校 837 人，中学校 486 人

教育の質の向上に向けて、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員の業務を他の教育職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要であり、教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要があります。

また、各学校の働き方改革の好事例については、共有しながら進めていきます。

### 3 目標

本方針においては、以下の目標を設定し、令和11年度までの達成を目指します。

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- ② 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

※児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除きます。

#### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標（令和6年度の割合）

- ① ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にします。(13.7%)
- ② ストレスチェックにおける働きがいの割合を60%以上にします。(56.7%)

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、指針の重点項目として、以下の内容に取り組みます。

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた取組
  - ア 学校以外が担うべき業務
  - イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
  - ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
- (2) 学校における措置の推進
- (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組
- (4) その他の学校における取組

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた取組

##### ア 学校以外が担うべき業務

〔これまでの取組〕

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・ 登下校時におけるスクールガード活動の促進等
  
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・ 青少年相談員による街頭補導等
  
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
  - ・ 学校給食費の公会計化 [平成 28 年度]
  - ・ 学校徴収金の会計処理をシステム化 [平成 28 年度]
  - ・ 就学援助費及び日本スポーツ振興センター災害給付金の保護者口座への直接振り込み [令和 3 年度]
  - ・ インターネットバンキングの全校導入及び「水戸市学校徴収金事務効率化補助金」の交付 [令和 5 年度]
  
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・ 地域学校協働活動の段階的な導入 [令和 4 年度]
  
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・ 学校弁護士相談事業の実施 [令和 3 年度]
  - ・ 学校支援員の配置 [令和 7 年度]
  - ・ 通話録音装置の設置 [令和 7 年度]
  - ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応の提示及び保護者等への周知 [令和 7 年度]

〔今後の取組〕

- ・ 地域における登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を更に推進します。

- ・ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応  
（「3分類」②関係）

学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒等の対応については、保護者が第一義的な責任を負うこと等を保護者や地域などと認識を共有します。

- ・ 学校徴収金の保護者と業者等の直接のやり取りによる支払い体制整備の更なる推進  
（「3分類」③関係）

学校が授業で使用する副教材や修学旅行、卒業アルバム、部活動に必要な用品に係る経費等、保護者から業者へ直接支払いが可能なものについては、学校を経由しないで処理する体制整備を働きかけるとともに、公会計化や先進事例等を調査・検討します。

- ・ 地域学校協働活動の段階的な推進（「3分類」④関係）

学校と地域の実情に応じた活動の企画・立案や、それに伴う学校と地域との連絡調整などの役割を担う地域コーディネーターについては、地域コミュニティ活動の拠点である市民センターの所長が担うとともに、地域の方々が有する技術や資格などを生かしてコーディネーターを支援するなどの協力態勢の構築を図りながら、全地区へ地域学校協働活動の導入を段階的に推進します。

- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応の周知及び学校弁護士相談事業の拡充（「3分類」⑤関係）

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応について、更なる周知を図ります。また、弁護士による助言や学校支援員による支援とあわせて、解決困難な事例について、弁護士が学校の代理人として問題解決を図る体制を整備します。

- ・ 外部人材等の更なる活用

ゲストティーチャーやスクールボランティア、スクールガード等の地域ボランティア及び学力向上サポーター、大学生ボランティアなどの更なる人材活用を図ります。

## イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

〔これまでの取組〕

### ⑥ 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システム（C4th）の導入及び活用〔平成28年度〕
- ・ 事務職員の職務の明確化のための要項策定〔令和4年度〕

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ ホームページの一括調達及び管理，学校への情報通信技術（ICT）支援員のサポート

⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 学校からの問い合わせや要望に対する市教育委員会や情報通信技術（ICT）支援員，機器保守業者の迅速な対応体制の整備

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・ 小学校及び義務教育学校において，学校プールの使用から外部施設のプール使用へ移行

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・ 日直（当番制）による校舎の機械警備及び開錠，施錠

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ スクールボランティアや地域学校協働活動による取組として，保護者や地域住民の協力を得て実施

⑫ 校内清掃

- ・ 校内清掃の実施回数の見直しと範囲の合理化

⑬ 部活動

- ・ 部活動指導員制度の導入 [平成 30 年度]
- ・ 運動部活動の活動方針の策定 [平成 30 年度]
- ・ 部活動の活動方針の策定（文化部活動含む）[令和元年度]
- ・ 部活動指導員の配置の拡充及び部活動の活動方針の見直し [令和 6 年度]
- ・ 休日の地域クラブ実証事業 [令和 6 年度]

〔今後の取組〕

- ・ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3 分類」⑪関係）

学校によって，取組状況に差があることから，スクールボランティア活動や地域学校協働活動の更なる推進を図ります。

- ・ 休日の部活動の地域展開（「3 分類」⑬関係）

令和 8 年 9 月から中学校における休日の部活動の地域展開を開始します。

## ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

### 〔これまでの取組〕

#### ⑭ 給食の時間における対応

- ・ 栄養教諭等及び学級担任等が連携して対応

#### ⑮ 授業準備

- ・ スクールサポートスタッフの配置
- ・ 事務補の活用（C4th 使用権限の付与、事務補助業務の拡大）〔令和4年度〕

#### ⑯ 学習評価や成績処理

- ・ デジタルドリル等の積極的な活用による採点作業の負担軽減

#### ⑰ 学校行事の準備・運営

- ・ 保護者との連携やゲストティーチャー及びスクールボランティア等の活用

#### ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー派遣事業の実施
- ・ 市教育支援センター（教育相談室・うめの香ひろば）の設置及び各学校との連携、校内フリースクールの設置
- ・ 各学校への特別支援教育支援員や医療的ケア支援員の配置
- ・ 特別支援教育専門員の学校訪問による担任等への助言・指導や保護者等への相談対応

## （2） 学校における措置の推進

学校における以下の取組を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

### 〔これまでの取組〕

- ・ 会議、研修、照会業務の削減
- ・ 教育課程（標準授業時数／年間 1,086 単位時間以上）の見直し
- ・ 学校行事の精選・重点化及び日課表の見直し〔令和3年度〕
- ・ 学期末事務処理時間（学期末に5時間授業日の設定等）の確保〔令和3年度〕
- ・ 「自動音声応答装置」の導入及び運用〔令和3年度〕

### 〔今後の取組〕

- ・ 学校運営協議会の円滑な運営及び働き方改革の取組の実施

学校において取組を実施するにあたっては、子どもの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表するとともに、学校運営協議会等での熟議を経て、優先順位を定め、保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら実行します。

- ・ **全校統一の**勤怠管理システムの導入

令和8年度から水戸市版 Web 勤怠管理システム「クイック G 勤怠」の運用を開始します。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の取組を実施します。

#### 〔これまでの取組〕

- ・ 労働安全衛生管理（ストレスチェックや産業医による面接指導等）の実施
- ・ 学校閉庁日（夏季休業中3日、冬季休業中2日）の設定 [令和元年度]
- ・ 教職員の勤務時間の上限の規定を追加した水戸市立学校管理規則の一部改正 [令和2年度]
- ・ 年360時間の月別配分値の提示 [令和3年度]
- ・ 長時間勤務者との面談の実施 [令和6年度]

#### 〔今後の取組〕

- ・ 定時退勤日の導入促進

市内の一部学校で導入している定時退勤日を市内全学校への導入を検討します。

- ・ 時間休の取得促進

年次休暇の時間単位での取得を市内全学校へ推奨します。

- ・ 教職員の安全衛生管理体制の充実

（仮称）水戸市立学校教職員安全衛生管理規程を策定し、令和8年度から定期巡視等を適切に実施します。

### (4) その他の学校における取組

学校においては、以下の取組を実施します。

#### 〔これまでの取組〕

- ・ 管理職のマネジメント能力育成のための研修
- ・ 総括事務長の配置 [令和2年度]
- ・ 全校で統一した学校・保護者間のメール送受信システムの導入（tetoru） [令和5年度]
- ・ 市教育委員会への提出書類に係る押印省略・電子申請 [令和6年度]
- ・ 2学期制の導入 [令和7年度]

#### 〔今後の取組〕

- ・ 長期休業期間の見直し

水戸市立学校管理規則の一部を改正し、令和8年度から熱中症対策や新年度の児童生徒の受入れ体制の充実を図るため、夏季休業・学年始休業の期間を延長します。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップ

教職員の働き方改革を推進するためには、長時間勤務の是正を図ることとあわせて、教職員一人一人が、日々の生活の質や職業人生を豊かにするなど、ウェルビーイングを向上させることが重要です。また、自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる職務環境の整備や誰もが安心して働ける組織づくりを推進する必要があります。

そのため、本方針に基づき、市教育委員会と各学校が、以下の点に留意しながら、関連する取組を進めるとともに、フォローアップを実施します。

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市及び学校のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、水戸市版 Web 勤怠管理システム「クイック G 勤怠」で客観的に把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本方針の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本方針の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本方針に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。
- 市教育委員会は、市内外の効果的な事例を調査研究することにより、取組をさらに推進します。
- 地域や学校の実情により、校長の裁量に委ねる取組も想定されますが、教職員の働き方改革の趣旨を逸脱しないことを共通認識として進めます。
- この方針に記載していない事項についても、それぞれの立場で、さまざまなアイデアを出し合い、積極的に新たな取組を進めます。

## 資料

### 【学校と教師の業務の3分類】

#### ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り，児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

#### ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会  
が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」より抜粋

## 用語解説

- 教育職員
  - 給特法第2条第2項に規定する教育職員
- 教職員
  - 教育職員及びそれ以外の職員（事務職員，学校栄養教員等）
- 青少年相談員
  - 街頭補導等を実施する市教育委員会が委嘱する有償ボランティア
- ゲストティーチャー
  - 専門的な知識や職業経験等を有し，それらに基づき児童生徒に指導を行う外部人材
- スクールボランティア
  - 学校における教育活動や花壇の手入れ等の環境整備，部活動指導補助等を行うボランティア
- スクールガード
  - 登下校時間に通学路等の巡回パトロールや危険箇所の監視等を行うボランティア
- 学力向上サポーター
  - 学校で担任や各教科担任を支援し，個の習熟度に応じた学習や少人数指導等を行う教員免許を持つ会計年度任用職員
- 大学生ボランティア
  - 市教育委員会が茨城大学，常磐大学及び茨城キリスト教大学と締結している「大学との連携協力による学校支援活動」に基づく，大学生のボランティア
- 校務支援システム
  - 成績処理や出欠管理等の教務系，健康診断等の保健系，指導要録等の学籍系，学校事務系等を統合したシステム
- 部活動指導員
  - 校長の監督を受け，部活動の技術指導や大会への引率等を顧問教員の代わりに単独で行う地域人材
- 総括事務長
  - 学校事務の共同実施を行う5つのグループを総括する学校事務職員

- ・ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

## 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「若しくは様式第 4 号の 2 又は様式第 4 号の 3 若しくは様式第 4 号の 4」を「又は様式第 4 号の 2」に改め、同条第 4 項中「により」の次に「，当該年度の特別支援学級の教育課程の実施状況を特別支援学級教育課程実施状況報告書（様式第 6 号の 2 又は様式第 6 号の 2 の 2）により，」を加える。

第 5 条の 2 第 3 項中「様式第 6 号の 2」を「様式第 6 号の 2 の 3」に改める。

様式第 2 号中

「

各 教 科 等	教 科	国 語 (うち毛筆)			( )	( )	( )	( )
		社 会						
		算 数						
		理 科						
		生 活						
		音 楽						
		図画工作						
		家 庭						
		体 育 (うち保健)			( )	( )	( )	( )
		英会話・外国語						
		特別の教科 道徳						
	小 計							
	水戸まごころタイム							
	特別活動	学級活動						
計								

」を

「

各 教 科 等	国語 (うち毛筆)				( )	( )	( )	( )
	社会							
	算数							
	理科							
	生活							
	音楽							
	図画工作							
	家庭							
	体育 (うち保健)				( )	( )	( )	( )
	外国語 (うち英会話)						( )	( )
	英会話							
	特別の教科 道徳							
	外国語活動 (うち英会話)				( )	( )		
	水戸まごころタイム							
	特別活動	学級活動						
	小計							

」に改

め、同様式注3中「及び体育の保健」を「、体育の保健、外国語の英会話及び外国語活動の英会話」に改める。

様式第3号中

「

各 教 科 等	教 科	国 語 (うち硬筆・毛筆)
		社 会
		数 学
		理 科
		音 楽
		美 術
		保 健 体 育 (うち保健)
		技 術 ・ 家 庭
		外 国 語 (うち英会話)
		特別の教科 道徳
	小 計	
	水戸まごころタイム	
	特別活動   学級活動	
計		

」を

「

各 教 科 等	各 教 科 等	国 語 (うち硬筆・毛筆)
		社 会
		数 学
		理 科
		音 楽
		美 術
		保 健 体 育 (うち保健)
		技 術 ・ 家 庭
		外 国 語 (うち英会話)
		特別の教科 道徳
	小 計	
	水戸まごころタイム	
	特別活動   学級活動	
小 計		

」に改め、

同様式注 2 中「教育委員会」を、「水戸市教育委員会」に改める。

様式第 4 号及び様式 4 号の 2 を次のように改める。

第 年 月 日 号

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

( ) 特別支援学級教育課程編成書 (小学校等)  
 年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。

記

- 1 学校経営の方針
- 2 学級の指導の重点
- 3 授業時数配当
  - (1) 年間授業時数

区分		学年	第 学年	第 学年	第 学年	第 学年	第 学年	第 学年
		年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数
各 教 科 等	国 語 (うち毛筆)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	社 会							
	算 数							
	理 科							
	生 活							
	音 楽							
	図 画 工 作							
	家 庭							
	体 育 (うち保健)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	外 国 語 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	英 会 話							
	特別の教科 道徳							
	外国語活動 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	水戸まごころタイム							
特 別 活 動								
わ 各 せ た 科 等 指 導 を 合	日常生活の指導							
	遊びの指導							
	生活単元活動							
	作業学習							
自 立 活 動								
計								

- 注 1 学級在籍児童について記入すること(通級している児童は除く。)
- 2 同一学年に複数の児童がおり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。
- 3 国語の毛筆、体育の保健、第5学年及び第6学年の外国語の英会話並びに第3学年及び第4学年の外国語活動の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 4 各教科等を合わせた指導は、児童の実態に応じて必要がある場合に行うこと。
- 5 年間授業時数は、小学校学習指導要領及び水戸市教育委員会の定める基準に示す授業時数を下回らない編成とすること。
- 6 知的障害特別支援学級で下学年の教育課程を実施している場合は、授業時数を【 】で囲み記入すること。

(2) 週時程表

		学級名					
校時	時刻	曜日 各教科等	月	火	水	木	金
		学年児童名					
1	∴ ～ ∴						
2	∴ ～ ∴						
3	∴ ～ ∴						
4	∴ ～ ∴						
5	∴ ～ ∴						
6	∴ ～ ∴						
7	∴ ～ ∴						

- 注 1 同じ種別の学級が2学級以上設置されている学校にあつては、学級ごとに作成すること。
- 2 学年児童名の欄については、「○年A」「△年B」などと記入すること。
- 3 在籍児童が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名を記入すること。
- 4 在籍児童が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行わない場合は、( )内に各教科等名を記入すること。
- 5 学級担任以外の教員が当該学級で授業を行う場合は、週時程表の各教科等名は( )内に記入すること。
- 6 他の特別支援学級と学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名の前に「合同」と記入すること。

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

( )特別支援学級教育課程編成書(中学校等)  
 年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。

記

- 1 学校経営の方針
- 2 学級の指導の重点
- 3 教育課程編成の方針
- 4 授業時数配当

(1) 年間授業時数

区分		学年	第 学年	第 学年	第 学年
		年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数
各 教 科 等	国 語 (うち硬筆・毛筆)	( . )	( . )	( . )	
	社 会				
	数 学				
	理 科				
	音 楽				
	美 術				
	保 健 体 育 (うち保健)	( )	( )	( )	
	技 術 ・ 家 庭				
	外 国 語 (うち英会話)	( )	( )	( )	
	特別の教科 道徳				
	水戸まごころタイム				
	特 別 活 動				
	そ の 他				
わ 各 せ 教 た 科 指 導 を 合	日常生活の指導				
	遊びの指導				
	生活単元活動				
	作 業 学 習				
自 立 活 動					
計					

- 注1 学級在籍生徒について記入すること(通級している生徒は除く。)
- 2 同一学年に複数の生徒がおり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。
- 3 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 4 各教科等を合わせた指導は、生徒の実態に応じて必要がある場合に行うこと。
- 5 選択教科を開設して実施するときは、各生徒が選択する教科名をその他の欄上段に、年間予定時数をその他の欄下段に、それぞれ記入すること。

- 6 年間授業時数は、中学校学習指導要領及び水戸市教育委員会の定める基準に示す授業時数を下回らない編成とすること。
- 7 知的障害特別支援学級で下学年の教育課程を実施している場合は、授業時数を【 】で囲み記入すること。

(2) 週時程表

		学級名					
校時	時刻	曜日 各教科等	月	火	水	木	金
		学年生徒名					
1	～						
2	～						
3	～						
4	～						
5	～						
6	～						
7	～						

- 注1 同じ種別の学級が2学級以上設置されている学校にあつては、学級ごとに作成すること。
- 2 学年生徒名の欄については、「○年A」「△年B」などと記入すること。
- 3 在籍生徒が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名を記入すること。
- 4 在籍生徒が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行わない場合は、( )内に各教科等名入すること。
- 5 学級担任以外の教員が当該学級で授業を行う場合は、週時程表の各教科等名は( )内に記入すること。
- 6 他の特別支援学級と学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名の前に「合同」と記入すること。



「

各 科 等	国語 (うち毛筆)	/	/	/	/	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	社会	/	/	/	/								
	算数												
	理科	/	/	/	/								
	生活					/	/	/	/	/	/	/	/
	音楽												
	図画工作												
	家庭	/	/	/	/	/	/	/	/				
	体育 (うち保健)	/	/	/	/	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	外国語 (うち英会話)	/	/	/	/	/	/	/	/	( )	( )	( )	( )
	英会話					/	/	/	/	/	/	/	/
	特別の教科 道徳												
	外国語活動 (うち英会話)	/	/	/	/	( )	( )	( )	( )	/	/	/	/
	水戸まごころタイム												
	特別活動	学級活動											
小計													

」に改

め、同様式注2中「及び体育の保健」を「、体育の保健、外国語の英会話及び外国語活動の英会話」に改める。

様式第6号中

「

各 教 科 等	教 科	国 語 (うち硬筆・毛筆)
		社 会
		数 学
		理 科
		音 楽
		美 術
		保 健 体 育 (うち保健)
		技 術 ・ 家 庭
		外 国 語 (うち英会話)
		特別の教科 道徳
	小 計	
	水戸まごころタイム	
	特別活動	学級活動
計		

」を

「

各 教 科 等	教 科	国 語 (うち硬筆・毛筆)
		社 会
		数 学
		理 科
		音 楽
		美 術
		保 健 体 育 (うち保健)
		技 術 ・ 家 庭
		外 国 語 (うち英会話)
		特別の教科 道徳
	小 計	
	水戸まごころタイム	
	特別活動	学級活動
小 計		

」に改

める。

様式第6号の2中

「

教 科	国語 (うち毛筆)	( )		
	社会			
	算数			
	理科			
	生活			
	音楽			
	図画工作			
	家庭			
	体育 (うち保健)	( )		
	英会話・外国語			
	特別の教科 道徳			
水戸まごころタイム				
特別活動				

」を

「

各 教 科 等	国語 (うち毛筆)	( )		
	社会			
	算数			
	理科			
	生活			
	音楽			
	図画工作			
	家庭			
	体育 (うち保健)	( )		
	外国語 (うち英会話)	( )		
	英会話			
	特別の教科 道徳			
	外国語活動 (うち英会話)	( )		
	水戸まごころタイム			
特別活動				

」に、

「

備考	学校裁量の時間			
	そ の 他			

」を

「

備考	学校裁量の時間			
	そ の 他			

注 自立活動については、当該学年の教育課程に加えて指導する時間に記入  
 すること。

」に

改め、同様式を様式第6号の2の3とし、様式第6号の次に次の2項を加える。

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

( ) 特別支援学級教育課程実施状況報告書(小学校等)

年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施の状況
- 2 授業時数

各学年において実施した年間授業時数は、次のとおりです。

区分		第 学年		第 学年		第 学年		第 学年		第 学年		第 学年	
		予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数
各 教 科 等	国 語 (うち毛筆)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	社 会												
	算 数												
	理 科												
	生 活												
	音 楽												
	図 画 工 作												
	家 庭												
	体 育 (うち保健)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	外 国 語 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	英 会 話												
	特別の教科 道徳												
	外国語活動 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	水戸まごころタイム												
	特 別 活 動												
わ 各 せ た 科 指 導 を 合	日常生活の指導												
	遊びの指導												
	生活単元活動												
	作業学習												
自 立 活 動													
計													

- 注1 予定授業時数及び実施授業時数は、それぞれの年間の合計時数を記入すること。
- 注2 学級在籍児童について記入すること(通級している児童は除く。)
- 注3 同一学年に複数の児童がおり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。
- 注4 国語の毛筆、体育の保健、第5学年及び第6学年の外国語の英会話並びに第3学年及び第4学年の外国語活動の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 注5 知的障害特別支援学級で下学年の教育課程を実施している場合は、授業時数を【 】で囲み記入すること。

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

( )特別支援学級教育課程実施状況報告書(中学校等)

年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施の状況
- 2 授業時数

各学年において実施した年間授業時数は、次のとおりです。

区分		学年	第 学年		第 学年		第 学年	
			予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数
各 教 科 等	国 語 (うち硬筆・毛筆)	( . )	( . )	( . )	( . )	( . )	( . )	
	社 会							
	数 学							
	理 科							
	音 楽							
	美 術							
	保 健 体 育 (うち保健)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	技 術 ・ 家 庭							
	外 国 語 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	特別の教科 道徳							
	水戸まごころタイム							
	特 別 活 動							
	そ の 他							
各 教 科 等 を 合 わ せ た 指 導	日常生活の指導							
	遊びの指導							
	生活単元活動							
	作 業 学 習							
自 立 活 動								
計								

- 注1 予定授業時数及び実施授業時数は、それぞれの年間の合計時数を記入すること。
- 注2 学級在籍生徒について記入すること(通級している生徒は除く。)
- 注3 同一学年に複数の生徒がおり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。
- 注4 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 注5 選択教科を開設して実施したときは、各生徒が選択する教科名をその他の欄上段に、年間

予定時数をその他の欄下段に、それぞれ記入すること。

- 6 知的障害特別支援学級で下学年の教育課程を実施している場合は、授業時数を【 】で囲み記入すること。

様式第 6 号の 3 中

「

教 科	国語 (うち硬筆・毛筆)	( . )		
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	保健体育 (うち保健)	( )		
	技術・家庭			
	外国語 (うち英会話)	( )		
	特別の教科 道徳			
	その他			
	水戸まごころタイム			
特別活動				

」を

「

各 教 科 等	国語 (うち硬筆・毛筆)	( . )		
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	保健体育 (うち保健)	( )		
	技術・家庭			
	外国語 (うち英会話)	( )		
	特別の教科 道徳			
	水戸まごころタイム			
	特別活動			

」に,

「

備考	学校裁量の時間			
	そ の 他			

」を

「

備考	学校裁量の時間			
	そ の 他			

注 自立活動については、当該学年の教育課程に加えて指導する時間に記入  
すること。

」に

改める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後様式第5号、様式第6号、様式第6号の2、様式第6号の2の2、様式第6号の2の3及び様式第6号の3の規定は、令和8年度以後の教育課程の実施状況に係る報告について適用し、令和7年度分の教育課程の実施状況に係る報告については、なお従前の例による。

令和8年2月12日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市立学校管理規則新旧対照表

教育委員会総合教育研究所教育研究課

現 行	改 正 (案)
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第5条</p> <p>3 校長は、当該年度において実施する特別支援学級の教育課程を特別支援学級教育課程編成書（様式第4号若しくは様式第4号の2又は様式第4号の3若しくは様式第4号の4）により、毎年5月1日までに教育長に届け出なければならない。</p> <p>(特別の教育課程)</p> <p>第5条の2</p> <p>3 校長は、第1項の規定により特別の教育課程を編成し、又は当該特別の教育課程が終了したときは、特別の教育課程編成書兼報告書（様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4）により、速やかに教育長に報告しなければならない。</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第5条</p> <p>3 校長は、当該年度において実施する特別支援学級の教育課程を特別支援学級教育課程編成書（様式第4号又は様式第4号の2）により、当該年度の特別支援学級の教育課程の実施状況を特別支援学級教育課程実施状況報告書（様式第6号の2又は様式第6号の2の2）により、毎年5月1日までに教育長に届け出なければならない。</p> <p>(特別の教育課程)</p> <p>第5条の2</p> <p>3 校長は、第1項の規定により特別の教育課程を編成し、又は当該特別の教育課程が終了したときは、特別の教育課程編成書兼報告書（様式第6号の2の3、様式第6号の3又は様式第6号の4）により、速やかに教育長に報告しなければならない。</p>

様式第2号(第5編関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

教育課程編成書(小学校等)

年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。

記

1 学校の教育目標

- (1) 教育目標
- (2) 重点目標又は努力目標

2 教育課程編成の方針

- (1) 教育課程編成の基本方針
- (2) 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い
- (3) 学校教育活動全体を通じて行う体育・健康に関する指導の取扱い
- (4) 水戸まごころタイムの取扱い
- (5) 特に必要があって加える指導内容の取扱い
- (6) その他必要な事項

3 授業日数及び時数の運用

- (1) 年間授業日数

学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
前 期	日	日	日	日	日	日
後 期	日	日	日	日	日	日
計	日	日	日	日	日	日

様式第2号(第5編関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

教育課程編成書(小学校等)

年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。

記

1 学校の教育目標

- (1) 教育目標
- (2) 重点目標又は努力目標

2 教育課程編成の方針

- (1) 教育課程編成の基本方針
- (2) 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い
- (3) 学校教育活動全体を通じて行う体育・健康に関する指導の取扱い
- (4) 水戸まごころタイムの取扱い
- (5) 特に必要があって加える指導内容の取扱い
- (6) その他必要な事項

3 授業日数及び時数の運用

- (1) 年間授業日数

学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
前 期	日	日	日	日	日	日
後 期	日	日	日	日	日	日
計	日	日	日	日	日	日

## (2) 年間授業時数

区分		年間週数(週)					
		学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年
		年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数
各教科等	国語 (うち毛筆)	/	/	( )	( )	( )	( )
	社会	/	/				
	算数	/	/				
	理科	/	/				
	生活	/	/				
	音楽	/	/				
	図画工作	/	/				
	家庭	/	/				
	体育 (うち保健)	/	/	( )	( )	( )	( )
	英会話・外国語						
	特別の教科 道徳						
	小計						
	水戸まごころタイム						
	特別活動 学級活動						
計							
特別活動	クラブ活動	/	/				
	学校行事						
合計							
備考	学校裁量の時間						
	その他						

注1 年間週数は、可動週数を記入すること。

2 各教科等の年間授業時数は、小学校学習指導要領及び水戸市教育委員会の定める基準に示す授業時数を踏まえ、可動時数から予定時数を算出して記入すること。

3 国語の毛筆及び体育の保健は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。

4 クラブ活動及び学校行事については、各年度の実態に応じ予定時数を算出して記入すること。ただし、学校行事の内容は、別紙によること。

5 児童会活動及び委員会活動を特設して実施するときは、予定時数をその他の欄に記入すること。

6 学校裁量の時間は、実施可能などときは、必要に応じて予定時数を記入すること。

## (2) 年間授業時数

区分		年間週数(週)					
		学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年
		年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数
各教科等	国語 (うち毛筆)	/	/	( )	( )	( )	( )
	社会	/	/				
	算数	/	/				
	理科	/	/				
	生活	/	/				
	音楽	/	/				
	図画工作	/	/				
	家庭	/	/				
	体育 (うち保健)	/	/	( )	( )	( )	( )
	外国語 (うち英会話)	/	/			( )	( )
	英会話						
	特別の教科 道徳						
	外国語活動 (うち英会話)	/	/	( )	( )		
	水戸まごころタイム						
特別活動 学級活動							
小計							
特別活動	クラブ活動	/	/				
	学校行事						
合計							
備考	学校裁量の時間						
	その他						

注1 年間週数は、可動週数を記入すること。

2 各教科等の年間授業時数は、小学校学習指導要領及び水戸市教育委員会の定める基準に示す授業時数を踏まえ、可動時数から予定時数を算出して記入すること。

3 国語の毛筆、体育の保健、外国語の英会話及び外国語活動の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。

4 クラブ活動及び学校行事については、各年度の実態に応じ予定時数を算出して記入すること。ただし、学校行事の内容は、別紙によること。

5 児童会活動及び委員会活動を特設して実施するときは、予定時数をその他の欄に記入すること。

6 学校裁量の時間は、実施可能などときは、必要に応じて予定時数を記入すること。

年度学校行事

内容 月	機器的行事	文化的行事	健康安全、 社会的行事	建学、集团 治的行事	勤労生産、 奉仕の行事	その他各種行事
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
備考						

注 各内容とも行事の事項名を記入すること。

年度学校行事

内容 月	機器的行事	文化的行事	健康安全、 社会的行事	建学、集团 治的行事	勤労生産、 奉仕の行事	その他各種行事
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
備考						

注 各内容とも行事の事項名を記入すること。

様式第3号(第5条関係)

第 年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

教育課程編成書(中学校等)

年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。

記

1 学校の教育目標

- (1) 教育目標
- (2) 重点目標又は努力目標

2 教育課程編成の方針

- (1) 教育課程編成の基本方針
- (2) 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い
- (3) 学校教育活動全体を通じて行う体育・健康に関する指導の取扱い
- (4) 水戸まごころタイムの取扱い
- (5) 特に必要があって加える指導内容の取扱い
- (6) その他必要な事項

3 授業日数及び時数の運用

- (1) 年間授業日数

学年	第 学年	第 学年	第 学年
前 期	日	日	日
後 期	日	日	日
計	日	日	日

様式第3号(第5条関係)

第 年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

教育課程編成書(中学校等)

年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。

記

1 学校の教育目標

- (1) 教育目標
- (2) 重点目標又は努力目標

2 教育課程編成の方針

- (1) 教育課程編成の基本方針
- (2) 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い
- (3) 学校教育活動全体を通じて行う体育・健康に関する指導の取扱い
- (4) 水戸まごころタイムの取扱い
- (5) 特に必要があって加える指導内容の取扱い
- (6) その他必要な事項

3 授業日数及び時数の運用

- (1) 年間授業日数

学年	第 学年	第 学年	第 学年
前 期	日	日	日
後 期	日	日	日
計	日	日	日

## (2) 年間授業時数

区分		年間週数(週)		
		第 学年 年間授業時数	第 学年 年間授業時数	第 学年 年間授業時数
各 教 科 等	国 語 (うち硬筆・毛筆)	( . )	( . )	( . )
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保健体育 (うち保健)	( )	( )	( )
	技術・家庭			
	外国語 (うち英会話)	( )	( )	( )
	特別の教科 道徳			
	小 計			
	水戸まごころタイム 特別活動   学級活動			
計				
特別活動   学校行事				
合 計				
備 考	学校裁量の時間 そ の 他			

注1 年間週数は、可動週数を記入すること。

- 各教科等の年間授業時数は、中学校学習指導要領及び教育委員会の定める基準に示す授業時数を踏まえ、可動時数から予定時数を算出し記入すること。
- 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 学校行事については、各学校の実態に応じ予定時数を算出して記入すること。ただし、学校行事の内容は、別紙によること。
- 選択教科を開設して実施するときは、実施学年、開設する教科、予定時数及び選択する教科数をその他の欄に記入すること。
- 生徒会活動及び委員会活動を特設して実施するときは、予定時数をその他の欄に記入すること。
- 学校裁量の時間は、実施可能なときは、必要に応じて予定時数を記入すること。

## (2) 年間授業時数

区分		年間週数(週)		
		第 学年 年間授業時数	第 学年 年間授業時数	第 学年 年間授業時数
各 教 科 等	国 語 (うち硬筆・毛筆)	( . )	( . )	( . )
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保健体育 (うち保健)	( )	( )	( )
	技術・家庭			
	外国語 (うち英会話)	( )	( )	( )
	特別の教科 道徳			
	水戸まごころタイム 特別活動   学級活動			
	小 計			
特別活動   学校行事				
合 計				
備 考	学校裁量の時間 そ の 他			

注1 年間週数は、可動週数を記入すること。

- 各教科等の年間授業時数は、中学校学習指導要領及び水戸市教育委員会の定める基準に示す授業時数を踏まえ、可動時数から予定時数を算出し記入すること。
- 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 学校行事については、各学校の実態に応じ予定時数を算出して記入すること。ただし、学校行事の内容は、別紙によること。
- 選択教科を開設して実施するときは、実施学年、開設する教科、予定時数及び選択する教科数をその他の欄に記入すること。
- 生徒会活動及び委員会活動を特設して実施するときは、予定時数をその他の欄に記入すること。
- 学校裁量の時間は、実施可能なときは、必要に応じて予定時数を記入すること。

別紙

年度学校行事

内容 月	機器的行事	文化的行事	健康安全、 社会的行事	建学、集団 宿泊の行事	勤労生産、 奉仕の行事	その他各種行事
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
備考						

注 各内容とも行事の事項名を記入すること。

別紙

年度学校行事

内容 月	機器的行事	文化的行事	健康安全、 社会的行事	建学、集団 宿泊の行事	勤労生産、 奉仕の行事	その他各種行事
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
備考						

注 各内容とも行事の事項名を記入すること。

水戸市教育委員会教育長 様

第 年 月 日

水戸市立 小学校長

知的障害特別支援学級教育課程編成書(小学校等)

年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。  
記

- 1 学校経営の方針
- 2 学級の指導の重点
- 3 教育課程編成の方針
- 4 授業時数配当

(1) 年間授業時数

学年及び年間時数	各教科等を合わせた指導			各教科										特別活動	自立活動	計	
	生活単元学習	作業学習	日常生活の指導	国語(うち毛筆)	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育(うち保健)	英会話・外国語				特別の教科 道徳
第1学年																	
第2学年																	
第3学年				( )								( )					
第4学年				( )								( )					
第5学年				( )								( )					
第6学年				( )								( )					

注1 同一学年に複数の児童があり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。  
2 国語の毛筆及び体育の保健は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。

(2) 週時程表

曜日 各教科等 学年児童名		学級名				
		月	火	水	木	金
校時	時刻					
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					
6	～					

- 1 同じ種別の学級が2学級以上設置されている学校にあっては、学級ごとに作成する。
- 2 学年児童名の欄については、「○年A男」「△年B女」などと記入すること。
- 3 在籍児童が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名を記入する。
- 4 在籍児童が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行わない場合は、( )内に各教科等名を記入する。
- 5 学級担任以外の教員が当該学級で授業を行う場合は、週時程表の各教科等名は( )内に記入する。
- 6 他の特別支援学級と学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名の前に「合同」と記入する。

水戸市教育委員会教育長 様

第 年 月 日

水戸市立 小学校長

( )特別支援学級教育課程編成書(小学校等)  
年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。  
記

- 1 学校経営の方針
- 2 学級の指導の重点
- 3 授業時数配当

(1) 年間授業時数

区分	学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数
各教科等	国語(うち毛筆)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	社会						
	算数						
	理科						
	生活						
	音楽						
	図画工作						
	家庭						
	体育(うち保健)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	外国語(うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	英会話						
	特別の教科 道徳						
	外国語活動(うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	水戸まごころタイム						
各教科等を含む指導	特別活動						
	日常生活の指導						
	遊びの指導						
	生活単元活動						
	作業学習						
	自立活動						
	計						

5 学校行事等について

月	行事名	方式
4		
5		
6		
7		
8		
9		

月	行事名	方式
10		
11		
12		
1		
2		
3		

注 方式の欄については、特別支援学級のみで行うものは「組」、学校全体で行う行事や通常の学級で行う行事に参加するものは「校」、他校の特別支援学級と合同で行うものは「合」と記入すること。

注1 学級在籍児童について記入すること(通級している児童は除く。)

- 同一学年に複数の児童があり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。
- 国語の毛筆、体育の保健、第5学年及び第6学年の外国語の英会話並びに第3学年及び第4学年の外国語活動の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 各教科等を合わせた指導は、児童の実態に応じて必要がある場合に行うこと。
- 年間授業時数は、小学校学習指導要領及び水戸市教育委員会の定める基準に示す授業時数を下回らない編成とすること。
- 知的障害特別支援学級で下学年の教育課程を実施している場合は、授業時数を【 】で囲み記入すること。

(2) 週時程表

		学級名					
校時	曜日 時刻	各教科等 学年児童名	月	火	水	木	金
			1	～ :			
2	～ :						
3	～ :						
4	～ :						
5	～ :						
6	～ :						
7	～ :						

注1 同じ種別の学級が2学級以上設置されている学校にあっては、学級ごとに作成すること。

- 学年児童名の欄については、「○年A」「△年B」などと記入すること。
- 在籍児童が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名を記入すること。
- 在籍児童が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行わない場合は、( )内に各教科等名を記入すること。
- 学級担任以外の教員が当該学級で授業を行う場合は、週時程表の各教科等名は( )内に記入すること。
- 他の特別支援学級と学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名の前に「合同」と記入すること。

水戸市教育委員会教育長 様

第 年 月 日

水戸市立 学校長

( )特別支援学級教育課程編成書(小学校等)  
 年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。  
 記

- 1 学校経営の方針
- 2 学級の指導の重点
- 3 授業時数配当

(1) 年間授業時数

学年 及び 年間 時数	各 教科 等	各 教 科										水戸まごころタイム	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			計
		国 語 (うち 毛筆)	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育 (うち 保健)	英 会 話 ・ 外 国 語				特 別 の 教 科 道 徳	生 活 単 元 活 動	作 業 学 習	
第1学年																		
第2学年																		
第3学年	( )																	
第4学年	( )																	
第5学年	( )																	
第6学年	( )																	

- 注1 学級在籍児童について記入すること(通級している児童は除く。)  
 2 同一学年に複数の児童があり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。  
 3 国語の毛筆及び体育の保健は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。  
 4 各教科等を合わせた指導は、児童の実態に応じて必要がある場合に行うこと。

(2) 週時程表

		学級名						
		曜日	各教科等	月	火	水	木	金
校時	時刻	学年児童名						
1	～							
2	～							
3	～							
4	～							
5	～							
6	～							
7	～							

- 注1 同じ種別の学級が2学級以上設置されている学校にあっては、学級ごとに作成する。  
 2 学年児童名の欄については、在籍児童は「○年A男」「△年B女」、校内通級児童は「○年○男」「△年○女」、他校通級児童は「○年a男」「△年b女」などと記入すること。  
 3 在籍児童が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名を記入する。  
 4 在籍児童が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行わない場合は、( )内に各教科等名を記入する。  
 5 学級担任以外の教員が当該学級で授業を行う場合は、週時程表の各教科等名は( )内に記入する。  
 6 他の特別支援学級と学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名の前に「合同」と記入する。

水戸市教育委員会教育長 様

第 年 月 日

水戸市立 学校長

( )特別支援学級教育課程編成書(中学校等)  
 年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。  
 記

- 1 学校経営の方針
- 2 学級の指導の重点
- 3 教育課程編成の方針
- 4 授業時数配当

(1) 年間授業時数

区分	学年	第 学年	第 学年	第 学年
		年間授業時数	年間授業時数	年間授業時数
各 教 科 等	国 語 (うち硬筆・毛筆)	( . )	( . )	( . )
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保健体育 (うち保健)	( )	( )	( )
	技術・家庭			
	外 国 語 (うち英会話)	( )	( )	( )
	特別の教科 道徳			
	水戸まごころタイム			
	特 別 活 動			
	そ の 他			
わ け た 指 導	日常生活の指導			
	遊びの指導			
	生活単元活動			
	作業学習			
	自 立 活 動			
	計			

- 注1 学級在籍生徒について記入すること(通級している生徒は除く。)  
 2 同一学年に複数の生徒があり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。  
 3 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。  
 4 各教科等を合わせた指導は、生徒の実態に応じて必要がある場合に行うこと。  
 5 選択教科を開設して実施するときは、各生徒が選択する教科名をその他の欄上段に、年間予定時数をその他の欄下段に、それぞれ記入すること。  
 6 年間授業時数は、中学校学習指導要領及び水戸市教育委員会の定める基準に示す授業時数を下回らない編成とすること。  
 7 知的障害特別支援学級で下学年の教育課程を実施している場合は、授業時数を【 】で囲み記入すること。

## (2) 週時程表

		学級名						
		曜日	各教科等	月	火	水	木	金
校時	時刻	学年生徒名						
1	～ ：							
2	～ ：							
3	～ ：							
4	～ ：							
5	～ ：							
6	～ ：							
7	～ ：							

注1 同じ種別の学級が2学級以上設置されている学校にあっては、学級ごとに作成すること。

2 学年生徒名の欄については、「○年A」「△年B」などと記入すること。

3 在籍生徒が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名を記入すること。

4 在籍生徒が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行わない場合は、( )内に各教科等名を記入すること。

5 学級担任以外の教員が当該学級で授業を行う場合は、週時程表の各教科等名は( )内に記入すること。

6 他の特別支援学級と学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名の前に「合同」と記入すること。

水戸市教育委員会教育長 様

第 年 月 号 日

水戸市立 学校長

知的障害特別支援学級教育課程編成書(中学校等)

年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。  
記

- 1 学校経営の方針
- 2 学級の指導の重点
- 3 教育課程編成の方針
- 4 授業時数配当

(1) 年間授業時数

学年 及び 年間 時数	各教科等 を 合わせた 指導	各教科										水戸まごころタイム	特別活動	自立活動	計		
		生活単元学習	作業学習	日常生活の指導	国語 (うち 硬筆・ 毛筆)	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育 (うち 保健)					技術・家庭	外国語 (うち 英会話)
第 学年				(・)								( )	( )				
第 学年				(・)								( )	( )				
第 学年				(・)								( )	( )				

- 注1 同一学年に複数の生徒があり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。
- 2 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 3 選択教科を開設して実施するときは、各生徒が選択する教科名をその他の欄上段に、年間予定時数をその他の欄下段に、それぞれ記入すること。

(2) 週時程表

校時	時刻	曜日 各教科等 学年生徒名	学級名				
			月	火	水	木	金
1	～						
2	～						
3	～						
4	～						
5	～						
6	～						

- 注1 同じ種類の学級が2学級以上設置されている学校にあっては、学級ごとに作成する。
- 2 学年生徒名の欄については、「〇年A男」「△年B女」などと記入すること。
- 3 在籍生徒が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名を記入する。
- 4 在籍生徒が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行わない場合は、( )内に各教科等名を記入する。
- 5 学級担任以外の教員が当該学級で授業を行う場合は、週時程表の各教科等名は( )内に記入する。
- 6 他の特別支援学級と学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名の前に「合同」と記入する。

5 学校行事等について

月	行事名	方式	月	行事名	方式
4			10		
5			11		
6			12		
7			1		
8			2		
9			3		

注 方式の欄については、特別支援学級のみで行うものは「組」、学校全体で行う行事や通常の学級で行う行事に参加するものは「校」、他校の特別支援学級と合同で行うものは「合」と記入すること。

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

( )特別支援学級教育課程編成書(中学校等)

年度の教育課程を下記のとおり編成したので届け出ます。

記

- 1 学校経営の方針
- 2 学級の指導の重点
- 3 教育課程編成の方針
- 4 授業時数配当

(1) 年間授業時数

学年及び年間時数	各教科											水戸まごころタイム	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	特別の教科	その他				生活単元学習	作業学習	日常生活の指導	
	(うち硬筆・毛筆)						(うち保健)		(うち英会話)	道徳								
第 学年	(.)						( )		( )									
第 学年	(.)						( )		( )									
第 学年	(.)						( )		( )									

- 注1 学級在籍生徒について記入すること(通級している生徒は除く。)
- 2 同一学年に複数の生徒があり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。
- 3 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 4 各教科等を合わせた指導は、生徒の実態に応じて必要がある場合に行うこと。
- 5 選択教科を開講して実施するときは、各生徒が選択する教科名をその他の欄上段に、年間予定時数をその他の欄下段に、それぞれ記入すること。

(2) 週時程表

校時		学級名						
		曜日	各教科等	月	火	水	木	金
1 2 3 4 5 6 7	時刻	学年生徒名						
	～							
	～							
	～							
	～							
	～							
	～							

- 注1 同じ種別の学級が2学級以上設置されている学校にあっては、学級ごとに作成する。
- 2 学年生徒名の欄については、在籍生徒は「○年A男」「△年B女」、校内通級生徒は「○年①男」「△年②女」、他校通級生徒は「○年a男」「△年b女」などと記入すること。
- 3 在籍生徒が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名を記入する。
- 4 在籍生徒が交流学級で学習し、当該学級担任が指導又は支援を行わない場合は、( )内に各教科等名を記入する。
- 5 学級担任以外の教員が当該学級で授業を行う場合は、週時程表の各教科等名は( )内に記入する。
- 6 他の特別支援学級と学習し、当該学級担任が指導又は支援を行う場合は、各教科等名の前に「合同」と記入する。

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

教育課程実施状況報告書(小学校等)

年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施の状況
- 2 授業時数

各学年において実施した年間授業時数は、次のとおりです。

区分		年 間 週 数( 週)													
		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年			
		予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数		
各 教 科 等	国 語 (うち毛筆)	/	/	/	/	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	社 会	/	/	/	/										
	算 数	/	/	/	/										
	理 科	/	/	/	/										
	生 活	/	/	/	/										
	音 楽	/	/	/	/										
	図画工作	/	/	/	/										
	家 庭	/	/	/	/										
	体 育 (うち保健)	/	/	/	/	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	英会話・外国語	/	/	/	/										
	特別の教科 道徳	/	/	/	/										
	小 計														
	水戸まごころタイム 特別活動 学級活動	/	/	/	/										
	計														
活特 動別	ク ラ ブ 活 動	/	/	/	/										
学 校 行 事															
合 計															
備 考	学校裁量の時間														
そ の 他															

注1 予定授業時数及び実施授業時数は、それぞれの年間の合計時数を記入すること。

2 国語の毛筆及び体育の保健は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

教育課程実施状況報告書(小学校等)

年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施の状況
- 2 授業時数

各学年において実施した年間授業時数は、次のとおりです。

区分		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		
		予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	
		各 教 科 等	国 語 (うち毛筆)	/	/	/	/	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
社 会	/		/	/	/									
算 数	/		/	/	/									
理 科	/		/	/	/									
生 活	/		/	/	/									
音 楽	/		/	/	/									
図画工作	/		/	/	/									
家 庭	/		/	/	/									
体 育 (うち保健)	/		/	/	/	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
外国語 (うち英会話)	/		/	/	/						( )	( )	( )	( )
英 会 話	/		/	/	/									
特別の教科 道徳	/		/	/	/									
外国語活動 (うち英会話)	/		/	/	/			( )	( )	( )	( )			
水戸まごころタイム 特別活動 学級活動	/		/	/	/									
小 計														
活特 動別	ク ラ ブ 活 動	/	/	/	/									
学 校 行 事														
合 計														
備 考	学校裁量の時間													
そ の 他														

注1 予定授業時数及び実施授業時数は、それぞれの年間の合計時数を記入すること。

2 国語の毛筆、体育の保健、外国語の英会話及び外国語活動の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。

様式第6号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

教育課程実施状況報告書(中学校等)

年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施の状況
- 2 授業時数

各学年において実施した年間授業時数は、次のとおりです。

区分		年間週数(週)					
		第 学年		第 学年		第 学年	
		予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数
各 科 等	国語 (うち硬筆・毛筆)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	社会						
	数学						
	理科						
	音楽						
	美術						
	保健体育 (うち保健)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	技術・家庭						
	外国語 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	特別の教科 道徳						
	小計						
	水戸まごころタイム						
	特別活動 学級活動						
計							
特別活動 学校行事							
合計							
備考	学校数量の時間						
	その他						

- 注1 予定授業時数及び実施授業時数は、それぞれの年間の合計時数を記入すること。
- 注2 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 注3 選択教科を開講して実施したときは、実施学年、開設する教科、予定時数、実施時数及び選択する教科数をその他の欄に記入すること。

様式第6号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

教育課程実施状況報告書(中学校等)

年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施の状況
- 2 授業時数

各学年において実施した年間授業時数は、次のとおりです。

区分		年間週数(週)					
		第 学年		第 学年		第 学年	
		予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数
各 科 等	国語 (うち硬筆・毛筆)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	社会						
	数学						
	理科						
	音楽						
	美術						
	保健体育 (うち保健)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	技術・家庭						
	外国語 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	特別の教科 道徳						
	水戸まごころタイム						
	特別活動 学級活動						
	小計						
特別活動 学校行事							
合計							
備考	学校数量の時間						
	その他						

- 注1 予定授業時数及び実施授業時数は、それぞれの年間の合計時数を記入すること。
- 注2 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。
- 注3 選択教科を開講して実施したときは、実施学年、開設する教科、予定時数、実施時数及び選択する教科数をその他の欄に記入すること。

(新設)

様式第6号の2(第5条関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

( )特別支援学級教育課程実施状況報告書(小学校等)

年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 実施の状況

2 授業時数

各学年において実施した年間授業時数は、次のとおりです。

区分	学年	第 学 年		第 学 年		第 学 年		第 学 年		第 学 年		
		予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	予定授 業時数	実施授 業時数	
各 教 科 等	国 語 (うち毛筆)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	社 会											
	算 数											
	理 科											
	生 活											
	音 楽											
	図画工作											
	家 庭											
	体 育 (うち保健)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	外 国 語 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	英 会 話											
	特別の教科 道徳											
	外国語活動 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	水戸まごころタイム 特別活動											
各 科 等 を 合 計 し た 指 導	日常生活の指導											
	遊びの指導											
	生活単元活動											
	作業学習											
自立活動												
計												

注1 予定授業時数及び実施授業時数は、それぞれの年間の合計時数を記入すること。

注2 学級在籍児童について記入すること(通級している児童は除く。)

注3 同一学年に複数の児童がおり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。

注4 国語の毛筆、体育の保健、第5学年及び第6学年の外国語の英会話並びに第3学年及び第4学年の外国語活動の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。

注5 知的障害特別支援学級で下学年の教育課程を実施している場合は、授業時数を【 】で囲み記入すること。

(新設)

様式第6号の2の2(第5条関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

( )特別支援学級教育課程実施状況報告書(中学校等)  
年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 実施の状況

2 授業時数

各学年において実施した年間授業時数は、次のとおりです。

区分	学年	第 学年		第 学年		第 学年	
		予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数	予定授業時数	実施授業時数
各 科 等	国 語 (うち硬筆・毛筆)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	社 会						
	数 学						
	理 科						
	音 楽						
	美 術						
	保健体育 (うち保健)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	技術・家庭						
	外国語 (うち英会話)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	特別の教科 道徳						
	水戸まごころタイム						
	特別活動						
	その他						
各 科 等 指 導	日常生活の指導						
	遊びの指導						
	生活単元活動						
	作業学習						
	自立活動						
	計						

注1 予定授業時数及び実施授業時数は、それぞれの年間の合計時数を記入すること。

2 学級在籍生徒について記入すること(通級している生徒は除く。)

3 同一学年に複数の生徒がおり、それぞれの時数が異なるときは、適宜学年を複数に分けて記入すること。

4 国語の硬筆及び毛筆、保健体育の保健並びに外国語の英会話は、それぞれの教科の時数の内数として、( )内に記入すること。

5 選択教科を開講して実施したときは、各生徒が選択する教科名をその他の欄上段に、年間予定時数をその他の欄下段に、それぞれ記入すること。

6 知的障害特別支援学級で下学年の教育課程を実施している場合は、授業時数を【 】で囲み記入すること。

様式第6号の2(第5条の2関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

特別の教育課程編成書兼報告書(小学校等)

年度の通級による指導に係る特別の教育課程を下記のとおり編成・実施したので届け出ます。

記

- 1 児童名
- 2 学 年 第 学年
- 3 通級による指導を受ける(受けた)学校 立 学校
- 4 通級による指導を受ける(受けた)期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 通級指導教室における指導の目標
- 6 通級指導教室における指導の内容
- 7 教育課程

様式第6号の2の3(第5条の2関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

特別の教育課程編成書兼報告書(小学校等)

年度の通級による指導に係る特別の教育課程を下記のとおり編成・実施したので届け出ます。

記

- 1 児 童 名
- 2 学 年 第 学年
- 3 通級による指導を受ける(受けた)学校 立 学校
- 4 通級による指導を受ける(受けた)期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 通級指導教室における指導の目標
- 6 通級指導教室における指導の内容
- 7 教育課程

区分		年間週数( 週)		
		第 学 年		
学 年		年間授業時数	通級指導年間予定時数	通級指導年間実施時数
教 科	国 語 (うち毛筆)	( )		
	社 会			
	算 数			
	理 科			
	生 活			
	音 楽			
	図 画 工 作			
	家 庭			
	体 育 (うち保健)	( )		
	英会話・外国語 特別の教科 道徳			
水戸まごころタイム				
特 別 活 動				
小 計				
当該学年の教育課程に加えて指導する時間				
合 計				
備 考	学校裁量の時間			
	そ の 他			

区分		年間週数( 週)		
		第 学 年		
学 年		年間授業時数	通級指導年間予定時数	通級指導年間実施時数
各 教 科 等	国 語 (うち毛筆)	( )		
	社 会			
	算 数			
	理 科			
	生 活			
	音 楽			
	図 画 工 作			
	家 庭			
	体 育 (うち保健)	( )		
	外 国 語 (うち英会話)	( )		
	英 会 話			
	特別の教科 道徳			
	外 国 語 活 動 (うち英会話)	( )		
	水戸まごころタイム			
	特 別 活 動			
小 計				
当該学年の教育課程に加えて指導する時間				
合 計				
備 考	学校裁量の時間			
	そ の 他			

注 自立活動については、当該学年の教育課程に加えて指導する時間に記入すること。

様式第6号の3(第5条の2関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

特別の教育課程編成書兼報告書(中学校等)

年度の通級による指導に係る特別の教育課程を下記のとおり編成・実施したので届け出ます。

記

- 1 生徒名
- 2 学 年 第 学年
- 3 通級による指導を受ける(受けた)学校 立 学校
- 4 通級による指導を受ける(受けた)期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 通級指導教室における指導の目標
- 6 通級指導教室における指導の内容
- 7 教育課程

様式第6号の3(第5条の2関係)

第 号  
年 月 日

水戸市教育委員会教育長 様

水戸市立 学校長

特別の教育課程編成書兼報告書(中学校等)

年度の通級による指導に係る特別の教育課程を下記のとおり編成・実施したので届け出ます。

記

- 1 生徒名
- 2 学 年 第 学年
- 3 通級による指導を受ける(受けた)学校 立 学校
- 4 通級による指導を受ける(受けた)期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 通級指導教室における指導の目標
- 6 通級指導教室における指導の内容
- 7 教育課程

学年		年間週数( 週)		
		第 学 年		
区 分	学 年	年間授業時数	通級指導年間予定時数	通級指導年間実施時数
		教 科	国 語 (うち硬筆・毛筆)	( )
社 会				
数 学				
理 科				
音 楽				
美 術				
保 健 体 育 (うち保健)	( )			
技 術 ・ 家 庭				
外 国 語 (うち英会話)	( )			
特別の教科 道徳				
そ の 他				
水戸まごころタイム				
特 別 活 動				
小 計				
当該学年の教育課程に加えて指導する時間				
合 計				
備 考	学校裁量の時間			
	そ の 他			

学年		年間週数( 週)		
		第 学 年		
区 分	学 年	年間授業時数	通級指導年間予定時数	通級指導年間実施時数
		各 教 科 等	国 語 (うち硬筆・毛筆)	( )
社 会				
数 学				
理 科				
音 楽				
美 術				
保 健 体 育 (うち保健)	( )			
技 術 ・ 家 庭				
外 国 語 (うち英会話)	( )			
特別の教科 道徳				
水戸まごころタイム				
特 別 活 動				
小 計				
当該学年の教育課程に加えて指導する時間				
合 計				
備 考	学校裁量の時間			
	そ の 他			

注 自立活動については、当該学年の教育課程に加えて指導する時間に記入すること。

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の様式第5号、様式第6号、様式第6号の2、様式第6号の2の2、様式第6号の2の3、様式第6号の3の規定は、令和8年度以後の教育課程実施状況に係る報告について適用し、令和7年度分の教育課程の実施状況に係る報告については、なお従前の例による。

議案第 6 号

## 水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則の一部を改正する規則

水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則（令和 3 年水戸市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「) いう。」を「) をいう。」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 12 日 提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則新旧対照表

こども部幼児保育課

現行	改正（案）
<p>(休園日及び教育を行わない日)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の休園日のほか、水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）第3条第1項第5号から第9号までに掲げる日は、1号認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）をいう。以下同じ。）に対する教育を行わない日とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(休園日及び教育を行わない日)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の休園日のほか、水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）第3条第1項第5号から第9号までに掲げる日は、1号認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）をいう。以下同じ。）に対する教育を行わない日とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>